

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年6月14日（平成28年（行情）諮問第417号）

答申日：平成28年10月5日（平成28年度（行情）答申第384号）

事件名：「そうび」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『そうび』（2014.9.30一本本B859で特定された以降のもの）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 そうび No. 181（表紙から4頁目まで）

文書2 そうび No. 182（表紙及び目次）

文書3 そうび No. 183（表紙及び目次）

文書4 そうび No. 184（表紙及び目次）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年1月7日付け防官文第113号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情

報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、平成28年1月7日付け防官文第113号により、本件対象文書について、その一部が法5条1号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書について

(1) 文書1ないし文書3

航空自衛隊補給本部（以下「補給本部」という。）は、「そうび No. 181」ないし「そうび No. 183」の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録をパソコンで一端保存し、印刷・製本業務を委託している印刷業者に対し、同パソコンから当該業者持参の可搬記憶媒体（USBメモリ）に保存させ、これを基に編集、印刷、製本された冊子を当該業者に納品させており、電磁的記録では受領していない。

寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録は、製本された冊子が納品された時点で不用となることから、冊子の納品後速やかに廃棄するとともに、印刷業者に対してもUSBメモリに保存した電磁的記録を削除させている。

以上のとおり、補給本部では文書1ないし文書3を冊子（紙）で管理

しており、電磁的記録は保有しておらず、また、原処分には当たっては、確実を期すために文書管理を行っている補給本部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行い、電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件異議申立てを受け、再度、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

(2) 文書4

補給本部は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録をパソコンで一旦保存し、これを基に編集作業を行い、電磁的記録（PDF形式）に変換している。

寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録は、電磁的記録（PDF形式）に変換された時点で不用となることから、電磁的記録（PDF形式）に変換後速やかに廃棄している。

以上のとおり、補給本部では文書4を電磁的記録（PDF形式）で管理しており、その他の電磁的記録は保有しておらず、また、原処分には当たっては、確実を期すために文書管理を行っている補給本部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行い、その他の電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件異議申立てを受け、再度、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、その他の電磁的記録は確認されなかった。

3 不開示とした部分及び理由について

目次のうち、寄稿者の一部については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない
- (4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年6月14日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書の收受 |
| ③ 同月27日 | 審議 |
| ④ 同年10月3日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、航空自衛隊における装備業務関係者相互の知識及び技能の向上並びに意思の疎通を図り、もって業務の効率的推進を期することを目的として、補給本部が原則として各四半期に1回、編集・発行している部内向けの文書であるとのことであった。

処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 文書1ないし文書3について

補給本部は、印刷・製本業務を委託している印刷業者に対し、「そうび No. 181」ないし「そうび No. 183」の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録について、当該業者持参の可搬記憶媒体（USB）に保存させ、これを基に編集、製本された冊子を納品させており、電磁的記録を受領していない。寄稿者から寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した電磁的記録は、製本された冊子が納品された時点で必要がなくなるので、冊子の納品後速やかに廃棄するとともに、印刷業者に対しても可搬記憶媒体に保存した電磁的記録を削除させている。

イ 文書4について

補給本部は、「そうび No. 184」の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録について、パソコンで一旦保存し、これを基に編集作業を行い、PDF形式に変換している。

寄稿者から寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録は、PDF形式に変換された時点で必要がなくなるので、速やかに廃棄している。

(2) 本件対象文書の作成方法を踏まえると、本件対象文書の一部についてPDF形式の電磁的記録を保有し、それ以外に電磁的記録は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、民間人の氏名が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久